

特記仕様書

1. 業務目的

西原町中央公民館等再整備事業において敷地北側および南側に存する、擁壁の変状等の有無を調査、健全度の判定及び、必要に応じて対策の方針について整理することを目的とする。

2. 業務名

西原町中央公民館等敷地擁壁健全度調査業務委託

3. 調査場所

沖縄県中頭郡西原町字与那城地内

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和5年9月29日まで

5. 調査対象擁壁概要

調査対象擁壁は、中央公民館等敷地に存する次の擁壁とする。

(1) 敷地北側擁壁：L＝約130m H＝0～約4.5m

(2) 敷地南側擁壁：L＝約150m H＝約3.4～約10.5m

6. 管理技術者の資格要件

受注者は、業務の実施に当たり技術上の管理を行う管理技術者を選任し、定められた様式により発注者に通知するものとする。管理技術者は、コンクリート診断士又は技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRCCM（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者とする。

7. 業務計画書等

業務に先立ち、下記の関係書類を作成し、発注者に提出するものとする。

(1) 業務着手届

(2) 業務工程表

(3) 管理技術者等通知書

(4) 業務計画書

8. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、健全度調査に先立って、既存資料の収集及び擁壁の種類分類、宅地造成等規制法等の技術的基準の適合の可否、健全度評価の評点項目等の整理を行い、業務計画書にまとめるものとする。

(2) 打ち合わせ

調査着手前、調査後の2回とする。

(3) 現地調査、擁壁健全度調査

検討範囲やその周辺の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を確認する。その際に、現地状況を撮影し、写真等で整理する。

対象擁壁全体を調査し、沈下・ひび割れ等の調査結果より「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル（令和4年4月）」に基づき、健全度判定を実施する。（必要に応じて複数の評価基準でも評価する。）

9. 成果品の提出

本業務の成果として、判定記録シート、現況写真等を取りまとめ報告書を作成する。提出する報告書は正副各1部ずつとする。

10. 完了

本業務は、成果品の検査合格を持って完了とする。ただし、完了後に受注者の責に帰すべき誤り等が生じた場合は、受注者の負担で速やかに処理するものとする。

11. 安全性の確保

本業務の実施にあたって、道路交通法等の関係法規を遵守し、交通状況を十分に把握して調査員は基より、第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。また、万が一、本業務に起因して第三者に危害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを解決するものとする。

12. 疑義事項

本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、発注者の指示を受けなければならない。